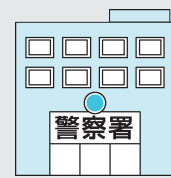


増える「特殊詐欺」の被害 ～警察官を名乗りLINEビデオへ誘導し、金銭をだまし取る事案が発生～



特殊詐欺（「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など）は、県内では令和7年8月までで認知件数172件（前年同期比+30件）、被害額は8億7,746万円（+3億7,500万円）と増加しています。最近では、警察官や検察官を装い、捜査目的として現金をだまし取る「ニセ警察官詐欺」が発生しています。



（消費者庁イラスト集より）



長野県警察

安全・安心アプリ
「ライポリス」

ダウンロード



こんな事件が発生しています！

下4桁が0110で表示された番号から警察を名乗る電話があり、「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている疑いがある。警察へ出頭する必要があるが、LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」など言われ、ビデオ通話に誘導された。警察手帳を見せられ、口座を調査するから金銭を振り込むよう指示されたので、指示どおり金銭を振り込んでしまった。

→警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いた上でいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べた上で相談しましょう。（警察相談専用電話は「#9110」）



長野県からのお知らせ

しあわせ 信州
山々と育む すこやかな国

LINEや最寄りの県合同庁舎からも相談ができます

LINE 相談窓口

「消費生活相談@長野県」
LINEアプリからご相談いただけます。

友だち登録はこちら→

予約制 最寄りの県合同庁舎から
オンライン(ZOOM)で御相談いただけます。

予約は長野県消費生活センター
(☎0263-40-3660)へ

予約制 県庁と上田・飯田合同庁舎
では定期的に出張相談を行います。(当面)

消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください！

長野県消費生活センター（松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階）

☎0263-40-3660



消費者ホットライン188（局番なし）でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

編集・発行 長野県消費生活センター
（令和7年12月発行）

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階
TEL：0263-40-3660 E-mail：c-shohi@pref.nagano.lg.jp



はインターネットでもご覧いただけます。
長野県消費生活情報サイト
<https://www.nagano-shohi.net/>



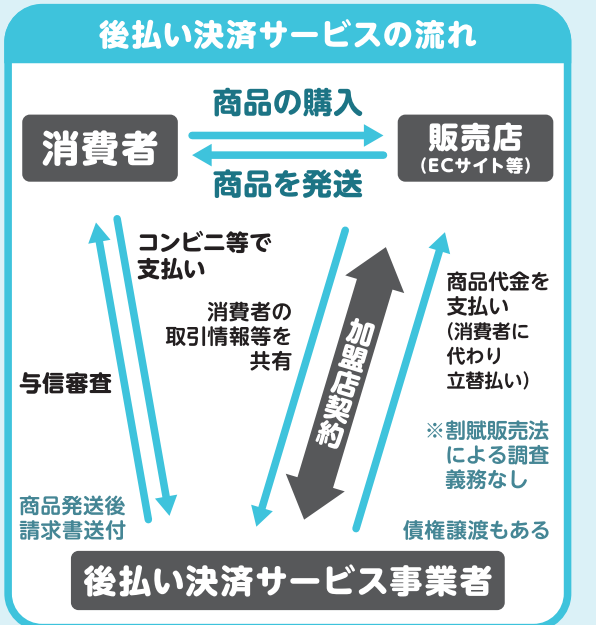
ながのけん 暮らし得情報 冬号 marutoku

回覧	ながのけん
内容	○後払い決済サービスをご利用時の注意点 ○高齢者が巻き込まれる消費者トラブル ○電源プラグ・電源コード・コンセントの事故に気をつけましょう ○増える「特殊詐欺」の被害 ○長野県からのお知らせ

後払い決済サービスをご利用時の注意点

～商品が届いた後に支払えるからといって安心せず、契約条件を十分に確認しましょう～

インターネット通販における便利な決済手段として「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2か月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。代表的なものに「コンビニ後払い」があります。定期購入でもよく利用されていて、近年はさらに利用できる業種、場面が広がっています。後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できることに大きなメリットがあります。その反面、後払い決済サービスでは、割賦販売法の規制を受けないため、販売店調査義務がなく、クレジットカード会社などが加盟店契約しないような、問題のある販売店でも利用ができるようになっています。「届いた後に払えるから安心」せず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。なお、未払いを放置すると、信用情報にキズがつき、コンビニ後払いサービスを使えなくなる場合があります。



トラブルにあわないためには？

- 申し込む前に、料金や契約条件を確認！
- 申し込み時の最終確認画面はスクリーンショットをとる

24時間コンビニ

（消費者庁イラスト集より）

- 申し込む前に確認する5つのポイント
- ①料金詳細 → 「お試し価格」「特別価格」には、解約したときの差額請求、購入必要回数などの条件が、どこかに記載されていないか。支払総額はいくらか、定期購入かどうかを確認する。
 - ②契約期間 → 契約継続期間が決められていたり、解約可能時期に制限はないか。
 - ③購入回数 → 1回のみで購入が可能か、それとも複数回の購入が義務づけられていないか。
 - ④返品・解約方法 → 解約や返品は可能か。返品の際の送料負担者は誰か。連絡方法は、電話、メールいずれか。
 - ⑤定期解約条件 → 継続購入が条件の場合、解約できる時期、解約方法は明確に記載されているか。

（出典：日本後払い決済サービス協会HP）



アンケート
ご協力をお願い

今後の紙面作成の参考のため、アンケートに御回答願います。

くらしまる得情報（令和7年冬号）
読者アンケート▶

